

明石市長 泉 房 穂
(公印省略 環境室資源循環課明石クリーンセンター)

公募型見積合せの実施について

明石クリーンセンター及びあかし動物センターの清涼飲料水自動販売機設置について、公募型見積合せを実施しますので、参加を希望される方は、下記要領により申請書等を提出してください。

記

1 設置場所等の概要

(1) 設置場所及び設置面積

- ・明石市大久保町松陰1131 明石クリーンセンター(管理棟、破碎選別施設棟、屋外)
- ・明石市大久保町大窪2747-1 あかし動物センター(エントランスホール)

4か所合計4台

(1) 明石クリーンセンター

- ・管理棟1階(A-1) 1.16m²
- ・屋外(A-2) 1.16m²
- ・破碎選別棟1階(A-3) 1.16m²

(2) あかし動物センター

- ・エントランスホール(A-4) 1.16m²

設置面積の積算根拠

$$\text{【自動販売機】} 0.96\text{m}^2 + \text{【回収容器】} 0.20\text{m}^2 = \underline{\underline{1.16\text{m}^2}}$$

※2 別紙、位置図参照

(1) 募集する清涼飲料水自動販売機数

4台

(2) 設置期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

2 見積合せ参加要件(参加者は、次のすべての要件に該当していること。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 明石市契約規則(平成5年規則第10号)第3条の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

- (4) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から見積合せの日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

- (5) 公告日において納期限が到来している明石市税を見積合せの日の前日までに完納していること。
- (6) 見積合せの日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。
- (7) 協定書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で見積合せに参加できること。
- (8) 明石市広告掲載基準第4条による事業者でないこと。
- (9) 明石市における過去の清涼飲料水自動販売機設置業者の公募（一般競争入札を含む）において、契約予定者または落札者に決定していながら、辞退等で設置日までに当該飲料水自動販売機を設置しなかった者または業者でないこと。
- (10) 事故・故障等の際、自己の責任において即刻対応でき、かつ相応の補償能力があること。

3 設置条件

(1) 運営方法

設置業者は、自ら自動販売機を設置し管理すること。また、第3者に下請けさせ、もしくは委任しないこと。

(2) 設置可能な自動販売機

ア 自動販売機で販売する商品は、原則清涼飲料水とすること。アルコール類（アルコール類に準じる飲料水を含む）は販売しないこと。なお、A-1についてはペットボトル飲料の販売は不可とする。

イ 設置する自動販売機のデザインは、明石市広告掲載指針第3条、明石市広告掲載基準第5条に抵触しないデザインであること。

ウ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

エ 本市の施設として、良質な清涼飲料水等を低廉な価格で供給できること。

オ A-4に設置する自動販売機に限っては、「ユニバーサル機」を設置すること。

(3) 設置開始日時

令和4年4月1日

(4) 設置期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 施設使用

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可を受けて使用すること。

(6) 設置料

明石市が設定する最低設置料以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格の見積りを行った者の金額を設置料とする。なお、この設置料には行政財産使用料を含む。

設置料の支払方法は、(7)の行政財産使用料を除く部分について、年2回（10月、4月）の半年払いとし、市からの請求より20日以内に納入すること。

(7) 行政財産使用料

設置料のうち、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、許可を受けた行政財産使用料の支払いについては、各年度当初（4月）に一括送付するものとする。

(8) 光熱水費等

光熱水費、設備等の消耗品、及び清掃等の費用については、全額、設置業者の負担とする。光熱水費のうち電気料金については、設置する自動販売機ごとに電気量子メーターを設置業者の負担において設置し、指示値により計測した使用量に、明石市が定める電気料金単価（参考：令和3年度上半期（4～9月）実績の平均単価（税込）は、9.54円/kWh）を乗じて得た額を、市からの請求により20日以内に納入すること。支払方法は、(6)の設置料と同様とする。

(9) 使用上の制限

- ア 設置業者は、庁舎の一部を使用していることを十分認識し、常に良好な状態で使用すること。
- イ 空缶・ペットボトル等の回収容器を設置し、定期的に回収すること。
- ウ 自動販売機設置以外の用途に使用しないこと。
- エ 現状を変更する場合には、市の許可を得ること。

(10) 損害賠償

設置業者の責任により、使用物件の全部または一部に損害を与えたときは、設置業者は、市に対し損害額に相当する金額を賠償すること。

(11) 許可の取消し

市において公用または公共用に供するため設置場所を必要とするとき、または設置業者が設置条件に違反したときは、市は設置許可を取り消すことができる。設置業者は、この場合に生じた損失を市に請求することができない。

(12) 原状回復

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自己の責任において市の指定する期日までに自動販売機を撤去し、使用場所を原状に回復すること。なお、設置業者が原状回復の義務を履行しないときは、使用者の負担において市が行う。

(13) 有益費等の請求権放棄

設置業者は、設置期間が満了したとき、または設置許可を取り消されたときは、自動販売機設置に投じた改良及び修繕によって生じた有益費、その他一切の費用は請求できない。

(14) 転貸等の禁止

設置業者は、設置場所を他の者へ譲渡し、委託し、転貸し、または担保にすることはできない。

(15) 届出等の義務

- ア 設置業者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく届け出ること。
- イ 設置業者は、毎月の販売数および販売売上げを、書面により報告すること。

(16) 事故・故障等の処理

設置業者は、設置期間中において発生した事故・故障等については、設置者の責任において処理すること。

4 見積合せの方法及び契約方法

(1) 見積金額は、最低設置料以上で、下記のとおり 4 か所の設置場所の月額設置料の合計を記載してください。

- ・ A-1、A-2、A-3、A-4 の 4 か所合計の月額設置料

なお、設置料には行政財産使用料を含みます。

また、これらの設置料に消費税額は加算しません。

(2) 見積りの提出方法については、【A】 4 か所のそれぞれの設置場所の合計の見積りを提出

(3) 契約については、下記のとおり行います。

- ・ A-1、A-2、A-3、A-4 の 4 種類一括

① 販売本数実績（参考：令和3年1月から令和3年12月までの1年間の平均）

4か所合計4台

(1) 明石クリーンセンター

- ・管理棟 1 階 (A-1) 約 340本/月
- ・屋 外 (A-2) 約 290本/月
- ・破砕選別施設棟 1 階 (A-3) 約 230本/月

(2) あかし動物センター

- ・エントランスホール (A-4) 約 40本/月

5 現場説明の申込み

(1) 期間

令和4年2月22日（火）から令和4年2月28日（月）午後3時まで

(2) 方法

ア 現場説明の申込みを希望する者は、上記期間内に明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンターへ現場説明予約申込票（指定様式）をファクシミリ(078-918-5791)により申し込んでください。

イ 申込票受け付け後、明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンターが現場説明の日時等を指定します。

(2) 現場説明の日時

ア 令和4年2月22日（火）から令和4年2月25日（金）までの間に申し込んだ場合

a 午後3時までに申し込まれた方については、申し込み当日の午前9時から午後5時までの間で現場説明の時間を指定します。

b 午後3時以降に申し込まれた方については、申し込み日の翌日以降の午前9時から午後5時までの間で現場説明の時間を指定します。

イ 令和4年2月28日（月）に申し込んだ場合

a 午後3時までに申し込んでください。申し込み当日の午前9時から午後5時までの間で現場説明の時間を指定します。

b 午後2時30分以降に申し込んだ場合は、現場説明予約申込票（指定様式）をファクシミリ送信後、明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンター（078-918-5790）まで着信確認を行ってください。

c 午後3時以降の申し込みは受け付けません。

6 明石クリーンセンター及びあかし動物センター清涼飲料水自動販売機設置に係る質問及び回答

(1) 募集内容に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンターへ仕様書等に関する質問書（様式2）を提出してください。

令和4年2月22日（火）から令和4年3月1日（火）午後1時まで

(FAX 078-918-5791)

明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンター清涼飲料水自動販売機設置 契約担当者 宛

(3) 質問に対する回答

令和4年3月3日（木）午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

7 見積合せ参加申込み

(1) 参加を希望する者は、令和4年3月3日（木）午後1時に市のホームページに掲載する明石クリーンセンター及びあかし動物センター清涼飲料水自動販売機設置に係る質問及び回答を確認後、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（様式5）を貼り付けてください。また、応募される前に、設置場所の確認をしてください。

ア 公募型見積合せ参加申請書（様式3）

イ 見積書（様式4）

ウ 販売を予定する清涼飲料水の品目リスト

エ 設置予定の自動販売機の寸法が分かる資料と、外観写真（2面以上）。

オ 個人事業者にあつては、現在の経営規模（氏名、商号、事業開始年月日、元入金金額、従業員数、売上高、事業内容、所在地を明記した書類）

カ 法人登記簿謄本、又は住民票謄本（写しでも可）

キ 国税・市税完納証明書（公告日以降に発行されたものに限る。写しでも可）

国税の納税証明書は、個人の場合にあっては、その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）、法人の場合にあっては、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと）を提出

ただし、明石市税を納付する義務がない者については、市税完納証明書は不要

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な書留等（簡易書留も可）の方法（明石市が受領した事実の証明が不可能な特定記録等の方法は認めません。）にて郵送してください。

ア 令和4年3月3日（木）午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンターへの郵便物の必着期限は、令和4年3月8日（火）午後5時です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンターへ公募型業務委託見積合せ参加確認書（指定様式）を送付してください。

（FAX 078-918-5791）

明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンター清涼飲料水自動販売機設置 契約担当者 宛）

8 見積合せの日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月10日（木）午前10時30分（予定） ※状況により前後します。

(2) 場所

明石市市民生活局環境室資源循環課明石クリーンセンター 管理棟2階 研修室

9 最低設置料（月額）

5,500円（A-1、A-2、A-3、A-4の合計）

※予定価格を下回る金額で見積りを行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

10 設置業者選定方法

見積合せを行ない、最高金額をもって有効な見積りをおこなった応募者を設置業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象とはしません。

11 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、契約予定者は令和4年4月1日までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、見積・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、見積り参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

12 見積に関する条件

- (1) 見積書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 見積者が同一事項について2通以上した見積でないこと。
- (3) 見積者の記名押印があり、見積内容が明確であること。
- (4) 見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる見積でないこと。

13 無効とする見積

- (1) 見積に参加する者としての必要な資格のない者の行った見積
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った見積
- (3) 見積に関する条件に違反した見積

14 見積結果及び契約について

- (1) 見積合せの場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最高価格見積者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で契約予定者を決定します。
見積結果は、令和4年3月11日（金）から明石市ホームページにて掲載します。

15 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の見積合せに参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (3) 見積参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (4) その他見積合せ及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。
- (5) 応募申請に係るすべての費用は、応募者の負担とします。また、提出されたすべての申請書類等についても、審査結果にかかわらず一切返還しませんのでご了承ください。